

## 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

### ●阿賀町

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	軽自動車税の減免（障害のあるパートナーなどのために使用するものが対象）		○		町民生活課	0254-92-5761	生計を一にする者等の要件を満たす必要があります。
2	犯罪被害者等見舞金を遺族として申請可能		○		町民生活課	0254-92-5761	
3	町営住宅への入居申込	<a href="https://www.town.aga.niigata.jp/kurashi_tetsuzuki/jutaku_doro/1305.html">https://www.town.aga.niigata.jp/kurashi_tetsuzuki/jutaku_doro/1305.html</a>	○		建設課管理係	0254-92-5765	同居（予定）者が事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明するものの一つとして届出受領証等の原本を確認し、写しを提出していただけます。このほか、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。